佐賀市

資料3

プラスチック回収に関する状況報告

佐賀市環境審議会
（令和8年7月29日）

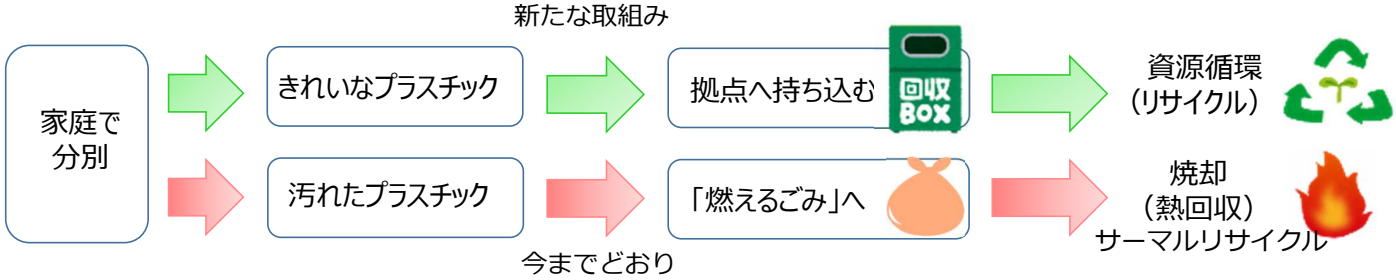
佐賀市環境部循環型社会推進課

Ⅰ．取り組みの背景

➢生活の中には、様々な用途でプラスチックを使用したものがたくさんあるが、海洋プラスチック問題や気候変動などにより、プラスチック資源を循環する取り組みの重要性が高まっている。

➢令和4年4月に制定された「プラスチック資源循環促進法」では、事業者・自治体・消費者がそれぞれの立場でプラスチック資源抑制と資源循環に取り組むよう求められている。
廃棄物処理施設等の改修事業に係る「循環型社会形成推進交付金」を受けるためには、市内全域を対象とした回収が必要となっている。

➢本市では、令和7年8月1日からリサイクルに適した**「きれいなプラスチック」**の分別回収及び再資源化を開始。



２．拠点回収の実施状況（令和8年6月末現在）

◎全市域での分別回収の実施（令和７年8月１日～）

（1）回収スポット
- 各校区公民館や支所、エコプラザなどの計33カ所
- 拠点のスペースや回収量に応じて回収ボックスを玄関ポーチ周辺、軒下などに１～4個設置（市全域で60個設置）



回収ボックス

（2）回収ボックスの利用時間
- 公民館の開館時間（8時半～22時）
- 毎月第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日は**利用不可**

（3）収集運搬体制の確保
- 収集コースを南北に分け、週3回～4回委託業者による定期収集
- 利用が多い公民館は、職員による臨時収集も実施


ベール化：約１ｍ×１ｍに圧縮梱包

（4）保管場所の確保
- 収集したプラスチックをベール化し、市内の民間企業で保管

（5）市民への周知について
- ごみカレンダー、情報誌、市ＨＰなど各種メディアで広報

（6）回収対象物、回収できないもの

○資源として回収できるもの
※プラスチックだけでできているもの
大きすぎないもの（30㎝以内）、汚れがついていないもの



○資源として回収できないもの
※刃物類、発火の危険性があるもの、汚れがとれないもの、30㎝を超えるもの、金属が含まれているものなど

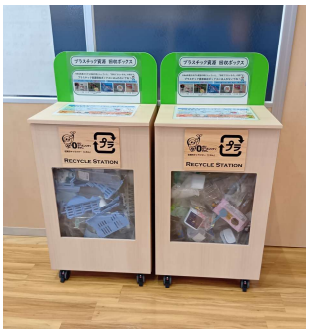




３．分別・リサイクルの流れ

◎分別・リサイクルの流れ

分別排出
（拠点回収）



収集



選別･保管

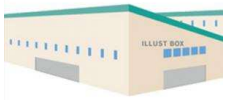
市内の民間施設

異物選別　圧縮・保管



中間処理施設

市外の民間施設





再商品化
事業者

再資源化



ハンガーや
農業資材 など



ペレット

5

４．回収実績について

◎令和7年度回収実績

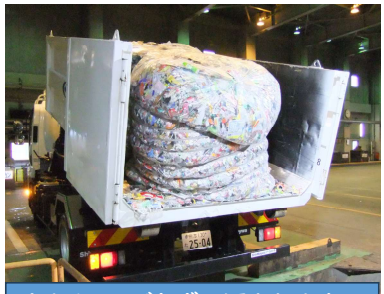
・回収量　約30トン（8月1日から令和8年3月末までの8か月間）
・リサイクル率　約92%

【回収量】

8月	2,750 kg
9月	3,610 kg
10月	3,680 kg
11月	3,470 kg
12月	3,880 kg
1月	4,220 kg
2月	3,720 kg
3月	4,500 kg
計	29,830 kg

【リサイクル率】 リサイクル量/全処理量

全処理量	25,580 kg
リサイクル量	23,450 kg
不適物	2,130 kg



リサイクルできずに返されたもの



6

5. 見えてきた課題と解決策について

◎見えてきた課題

（1）回収ボックス

・一部の地域では、持込み量が多くボックスが溢れるなどしている。

⇒ 令和8年4月から回収ボックスの維持管理（袋交換、清掃）を公民館の管理人やシルバー人材センターへ委託。

⇒ 回収ボックスの数が不足する公民館には追加設置を検討する。

⇒ 市の公共施設を中心に回収スポットの増設を検討する。

（2）回収対象物

・一部、異物混入が見られる。

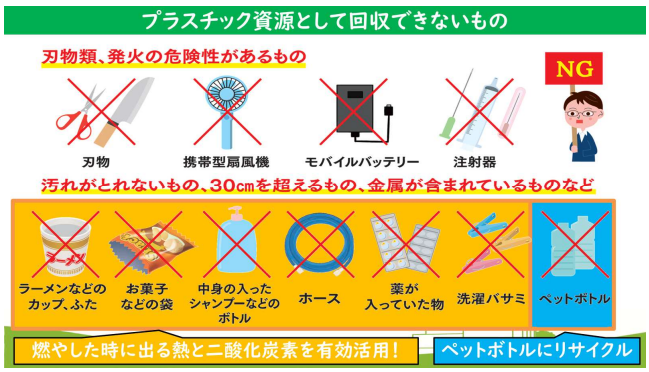
⇒ プラスチック以外のものや臭いや汚れたものもあるため、令和8年6月から回収できないものを追加、市民への周知を図る。

（3）利用時間の検討

・公民館の閉館時（第3日曜日など）の持込みが見られる。

⇒ 一部の利用者のマナーが悪く改善が見られない場合は、利用時間や曜日の制限を検討していく。

【回収ボックス掲示例】



異物の例（リサイクルできずに返却されたもの）











